

議案第18号

北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、女性の婚姻適齢の引上げに伴い、子ども医療費の受給資格者に関する規定の整理をするため及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

子ども医療費の受給資格者は、子ども（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。以下同じ。）とする。ただし、高校生等（子どものうち、15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）で保護者がいないものにあつては、当該高校生等とする。

第8条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額」を「診療報酬」に改め、「当該」を削る。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。